

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
会津若松市

2 構造改革特別区域の名称
会津若松市「来てみらんしょ、呑んでみらんしょ」どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲
会津若松市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

会津若松市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は全国3位の面積を持つ淡水湖の猪苗代湖を境とし、南には溪流や山岳などの豊かな自然に恵まれた芦ノ牧温泉があり、西は宮川を境としている。

本市の市域面積は、約383km²であり、気候は、内陸盆地特有の気候を示し、夏期は太平洋側の気候で蒸し暑く、冬期は日本海側の気候で好天が少なく降雪量が多くなっている。

(2) 知名度の高い歴史、文化資源を活かした観光業

城下町としては、至徳元年（1384年）に輩名直盛が「館」を築いたのがはじまりとされており、蒲生氏郷の時代に従来の館を大改修して7層の城を築き「鶴ヶ城」と命名し、後世に残る城下町の再編・整備を行い、地名を「黒川」から「若松」に改称している。

その後、徳川三代将軍家光の異母弟である保科正之によって会津藩が確立され、白虎隊の悲劇でも有名な戊辰の戦いで武家時代が終焉を迎えるまで、会津は東北地方の要衝として、その名を歴史に刻んできた。

また、こうした歴史的、文化的な背景や、鶴ヶ城、飯盛山などの豊富な地域資源を生かした観光業は、交流人口の増加による地域経済の振興の一翼を担っている。

(3) 歴史と伝統に育まれた伝統産業

長い歴史の中で、漆器や酒、民芸品などの伝統産業が受け継がれており、現在においても優れた地場産品が生み出されている。特に四方を山々に囲まれた会津盆地の肥沃な大地に育まれた良質の米と、豊かな森から湧き出る清らかな水、さらには寒暖の差が大きい四季の変化に恵まれた環境は、蒲生氏郷の時代に始まり、藩祖保科正之の時代に発展したといわれる酒造りに最も適しており、全国でも有数の清酒の生産地となっている。

(4) 肥沃な大地と豊かな自然環境に育まれた高品質な農産物

農業分野においては、会津産コシヒカリ、会津産ひとめぼれが、(財)日本穀物検定協会が実施している食味ランキングで、最高の「特A」を連続して獲得するなど、大変高い評価を受けているほか、気候や土壌特性をいかした野菜や果樹、花きの栽培が盛んに行われており、会津みしらず柿や会津人参など多くの高品質な農産物を産出している。

(5) 地域課題

本市においても、多くの地方都市と同様、全国平均を上回るペースで少子高齢化は進行しており、今後も続くと推測される。

特に郊外の山村地域では、若者の地域外流出によるコミュニティの担い手不足や、少子化に伴う学校の複式学級化が進行するなど、今後、地域コミュニティの衰退や住民が主体

的に行う地域づくり活動の停滞が懸念される。

このような状況下においては、地域固有の資源を積極的に活用し、観光振興やグリーンツーリズムの推進等の各種事業との一体的な取り組みにより、地域外からの交流人口の増加を図るなど、経済活動を促進するとともに、移住や二地域居住の推進を図り、新たな地域コミュニティの担い手として、地域外の人材が積極的に地域活動に参加できるような仕組みを構築する必要があると考える。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の第6次長期総合計画の基本目標となっている「ともに育む 会津ブランドをいかした 活力あるまち」の実現に向けた取り組みとして、会津地域における主要な農産物であり豊かな自然が育んだ良質の米と、全国でも有数の清らかな水を原料として製造されるその他の醸造酒「濁酒」（以下「濁酒」という。）は、本市の新たな資源として、地域を代表するブランドに育つ可能性を大いに秘めており、今後の地域づくりに必要なコンテンツとして、地域への集客効果が期待できる。

また、濁酒の製造を目的とした農家民宿や農家レストラン（以下「農家民宿等」という）の利用者の増加により都市農村交流の促進が図られ、農村地域の活性化につながるとともに、本市の観光の新たな魅力として観光客の増加にもつながるものである。

加えて、濁酒の製造を持続的な取り組みとするには、製造及び提供にかかるPRの推進等、生産者以外の商工団体、飲食業界、観光施設、旅館・ホテル等の異業種の事業者との連携が必須となる。こうした異業種間の交流、連携の基盤が整備されることは、地域経済の活性化を図り、今後の地域づくりに取り組む上で、有効であると考えられる。

このほか、濁酒を地域の新たな魅力とし、地域イベントの開催や首都圏等に在住する希望者を対象とした田舎暮らし体験ツアーの実施等によるPRの推進は、本市の豊かな自然や農村風景、さらには食や農産物といった新たな魅力を創出し、将来、地域コミュニティの担い手となりうる人材が移住・二地域居住する際の動機の多様化につながるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の良質な米と、清らかな水を主な原料とする濁酒の製造・提供は、現在展開している会津ブランド推進事業で重点的に取り組んでいる食品加工分野の振興にも通ずるものである。

さらに、一部地域においては、かねてから中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、農業を核にした地域の活性化に取り組んできている経緯があり、集落営農の継続を積極的に図ってきている。こうした取り組みの中で、農業体験の受入を先進的に実施してきていることから、今後は、濁酒を新たな地域の魅力とし、体験・交流に幅を持たせるなど、農業を通じた地域の発展を目指すものである。

また、濁酒の製造は特定農業者に限定されており、濁酒が新たな地域の魅力創出につながると考える市内の農業者が、農家民宿等の新規開設について検討、実践することにより、都市農村交流の拠点整備が図られ、交流が促進されるとともに、市内農業者の農家所得の向上により農村地域の活性化が図られる。併せて、濁酒を地域の新たな観光資源として、情報発信を行うことにより、都市部から農村地域への観光誘客を図り、特に農村地域への経済波及効果を目指すものである。

構造改革特別区域内において、こうした取り組みを推進していくことにより、濁酒を新たな地域の魅力として位置付け、活力ある地域の形成につなげていくことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域ブランドの確立による特色ある地域づくり

地域産の米、水を主原料とした濁酒を新たな地域ブランドとして確立することは、地域固有の特産品として、地域住民が、自らの地域に住むことの誇りを高めることにもつながるほか、地域への交流人口の拡大を図るための新たな魅力を創出することにつながる

ことから、地域の実情を踏まえた特色ある地域づくりが推進される。

(2) 農家民宿等の新規開設等による農家所得の向上及び周辺農業者への波及効果

特区の取得によって、新たに濁酒の製造が農家民宿等の魅力の一つとなり、それらの新規開設を試みる農業者が増えることが見込まれ、農業以外の副業（農業外事業）を新たに始める農業者が地域内に増えていくことに伴い、小規模ながらも市内の一部農業者の農家所得の向上が期待できる。また、周辺住民が農家民宿等の利用者に対して、地場産の野菜の直売等を行うことにより農村地域の活性化、農家所得の増加につながる。

| | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 30 年度以降 |
|---------------------------|----------|----------|------------|
| 農家民宿等による濁酒製造免許の新規取得件数（累計） | 1 件（1） | 1 件（2） | 2 件（4） |

(3) 農家民宿等の利用者による観光産業等への波及効果

農家民宿等の利用者が、本市の観光施設、商店、飲食店等を訪れることによる経済波及効果が期待でき、地域全体の活性化につながるものである。

(4) 異業種間交流、異業種間連携に伴う本市産業基盤の強化

濁酒を持続的に製造するには製造・提供に係る PR の推進が必要とされるところであり、これに伴い、商工団体、飲食業界、観光施設、旅館・ホテル等の異業種の事業者との連携が必然的に求められる。こうした市内の異業種の事業者間で交流、連携が促進されることは、今後の地域づくりに資する各種取り組みへも波及していくものと考えられる。

(5) 地域農業 6 次化等の進展

自ら生産した米で、濁酒を製造・提供することは、本市が積極的に推進する地域農業 6 次化等の進展につながるものと期待される。

(6) 既存イベントとの相乗効果による地域の活性化

濁酒を PR するためのイベントを「そばまつり」等の既存イベントとの同時開催で行うことにより、相乗効果が創出され、地域の活性化につながる。

(7) 新たな地域の魅力創出による地域外からの移住・二地域居住希望者の増加

濁酒を新たな地域の魅力として、地域イベントの開催や首都圏等に在住の田舎暮らし志向者を対象とした田舎暮らし体験ツアー等の実施による PR を推進することにより、本市の豊かな自然や農村風景、さらには食や農産物等の既存の観光資源以外の新たな魅力の創出につながり、地域コミュニティの新たな担い手となりうるような会津地域への移住・二地域居住希望者の増加が期待できる。

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

- 1 特定事業の名称
707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた者

 - (2) 事業が行われる区域
会津若松市の全域

 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設
上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン（飲食店）などを経営する農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造する場合には、年間6キロリットルの最低製造数量基準が適用されず、少ない製造数量であっても酒類製造免許を取得することが可能となる。
こうした特例措置を受けることは、これまで地域住民が主体となって取り組む地域資源を生かした特色ある地域づくりを一段と活性化させる契機となるとともに、濁酒の製造に伴う農作物の地産地消や農業6次産業化の推進にも波及すると考える。
また、濁酒の製造については、農家民宿や農家レストランの新規開設を促進する効果ももたらされることから、小規模ながらも本業である農業以外の副業として、農家所得を向上させる契機として期待できる。
なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。
本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。